

令和元年度第1回川崎市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1 開催日時 令和元年8月9日(金)午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所 川崎中央卸売市場北部市場管理事務所棟2階 大会議室

3 出席者(敬省略)

(委員)

中川雄二(東京海洋大学大学院教授)、渡辺達朗(専修大学商学部長教授)、重富貴子(公益財団法人流通経済研究所主任研究員)、西村英朗(川崎北部青果仲卸協同組合理事長)、保坂朋宏(川崎北部市場水産仲卸協同組合理事)、佐藤千鶴(川崎花卉園芸株式会社課長)、岡部シホリ(川崎市地域女性連絡協議会理事)、井上俊夫(川崎市全町内会連合会理事)、中山紳一(川崎商工会議所副会頭)

(幹事)

増田宏之(経済労働局中央卸売市場北部市場長)

(書記)

青井満(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課長)、齋藤正巳(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課担当課長)、池田昌弘(経済労働局中央卸売市場北部市場業務課長)

4 議事

(1) 川崎市中央卸売市場業務条例の改正について 資料1

(2) 川崎市卸売市場経営プランの改訂について 資料2(報告)

5 その他

傍聴人 0名

公開有無 有

6 審議結果(要約)

司会: 経済労働局中央卸売市場北部市場管理課長 青井

【開会】

各委員に委嘱状を交付。

事務局から幹事・書記の紹介。

会議成立(委員11名中9名出席)、会議公開(傍聴及び議事録による)、議事録作成方式(要約方式による)を確認。

【会長・副会長の選出】

委員互選により、中川委員が会長、渡辺委員が副会長に就任。

会長、副会長から就任にあたっての挨拶。

【議事】

中川会長 議事（１）の「川崎市中央卸売市場業務条例の改正について」を、事務局から説明を。

池田書記 （資料１を説明）

中川会長 ただいまの説明に対して、御意見、御質問を承る。耳慣れない事柄等があれば、まずそれらを確認していただきたい。

→意見なし

中川会長 第三者販売というのは法律用語としては存在せず、便宜上そう呼ばれている。川崎市では市場内の取引において第三者に該当するような業者はいるか。通常、第一者が仲卸、第二者が売買参加者、それ以外を第三者と呼ぶ。第三者販売は原則禁止されているが、市場によっては開設者により認可されて、直接、相対取引に参加し、事実上の取引参加者になっている。川崎市はどうか。

池田書記 市場の中にはいない。

中川会長 他の大きな市場の中にはいるところもあり、今後は川崎でも出てくる可能性があるだろう。

池田書記 今後は全て取引参加者となり、売買参加者という概念がなくなるので、新たな事業者の参入は十分考えられる。

中川会長 各委員にもこの点を御理解いただきたい。他には何か。

→意見なし

中川会長 もう一点確認だが、２ページ目の「５改正の内容（１）の②」の「主な改正概要」の第一章総則の「取扱品目」の改正については、青果、花き、水産物ごと限定されている取扱品目の規制を緩和し、部類の枠組みを超えて取り扱

えるようにするという内容だが、これまでの枠組みを撤廃するということか。

池田書記 商品を幅広く取り扱えるような体制としたほうが買受人にも喜ばれると考
えている。例えば、出荷する側が農業者の場合、花と青果が一緒に出荷できた
ほうが、流通の効率化からしてもよいだろうと。

中川会長 集荷する側と買い付けをする側双方で、これまでの部類を超えた取引が可
能になるということか。例えば、水産卸が青果を取り扱うことも、青果卸が水
産物を取り扱うことも、仲卸業者などの取引参加者が、これまでの専門性の高
い品揃えから総合卸のような品揃えにすることも可能になるという理解でよ
いか。

池田書記 そのイメージで考えているが、場内事業者からの聞取りでは、すぐに現在の
部類以外のものを取り扱うという意見はなかった。今後、徐々に広がっていく
のではないかと考えている。

中川会長 卸売市場の従来ビジネスモデルを変える重要な項目と思うので、各委員
にはよくお含みおきいただきたい。条例改正の一つのポイントになる。

増田幹事 拡大の範囲については、場内の関係者と協議して決めるという手続きを踏
もうと思っている。

中川会長 他に何か御質問は。

→意見なし

中川会長 今回の改正で、特に焦点となっているのが、第3章の「売買取引及び決済の
方法」についてであり、他市場でも、卸・仲卸の取引ルールが大きな争点とな
っている。今日は卸と仲卸それぞれの委員が来られているので、意見を伺いた
い。

西村委員 私は青果部の仲卸だが、我々は代払いという代金決済のための組織を立ち
上げていて、卸には3日目払いで決済をしている。一方、我々の販売先となる
量販店、スーパーなどとの取引では、10日締めめの15日払いや15日締めめ
の月末払い等、支払いサイトが取引先によっては長くなる。卸との取引では、代
払いという生産者・卸に迷惑をかけない支払方法が確立されている一方で、ど

うしても量販店との取引では、地位の低い立場に立たされ、長いサイトでの決済を強いられている。行政が、3日目払いではなく各社が希望するサイトに合わせたの支払いが可能となるような方向性を示していただくと、我々中小企業、零細企業としては大変ありがたい。

中川会長 代払い制度は、前々から問題になっており、特に量販店対応を行う仲卸業者は苦しんでいる。今回の規制緩和に伴って、今後議論していく課題ということで、整理していただければと思う。

今回の条例改正では、これが大筋になっていくが、条例が改正になった時点で再度議論すべき課題を、整理していかなければいけない。それが今後の市場を決めていくことになるので、それぞれの立場からの意見をお願いしたい。

西村委員 我々は個別に卸と話しするときも率直な意見を申し上げており、そこに行政が入ったときも、そのような議論を何回もしているが、なかなか決着を見るところまでには至らない。

中川会長 決済期間のズレという話か。

池田書記 支払いは短期間で、回収は長期間、という課題はある。

中川会長 なかなか短くしてくれとは言えないところはある。今後どうするのか、対応をどうするのか。

西村委員 卸の言い分もわかる、出荷者に対して間違いなく支払うためだと。元々卸売市場法改正の根本にあるのは、出荷者・生産者を守ろう、生活を向上させよう、という目的で始まった部分があると思う。生産者にとっては、自分が生産したものが確実に所得として返ってくるシステムであり、これ以上ない、よいシステムだと思う。

池田書記 条例上では即日払いとなっているが、特約として民民で決済日を決められている。今回、決済方法というところでは、条例では定めず、規則等である程度の基本線を定めて、個別具体的なところは今後話し合っていきたいと考えている。

中川会長 今後の課題として、整理いただければと思う。
水産の仲卸の方からも、この際ご意見があればお願いしたい。

保坂委員 水産物に関しては、多数の売り先があると思う。量販店であったり、個人経営のお店であったり、各仲卸によって売り先・売り方が違うので、組合全体として意見が一つにまとまらない。青果の委員が言われた決済については、私は量販店をやっていないが、飲食チェーンでも支払いサイトは長くなってきている。卸への支払いは、同じく3日間くらいだが、組合としては、各仲卸で卸という形を取ってもらえればいいと話している。これから先、市場外の業者との競争が進めば、仲卸も資金面で厳しくなるだろうが、その点も、今後どう対応すればよいか組合全体で考えていかなければならない。

中川会長 他市場では、仲卸業者で取扱品目を広げているところが出てきている。中には水産でハムを取り扱ったり、加工品を取り扱ったり、かなり広がっている。そのあたりでは水産の方が少し進んでいるのかなと思う。問題は品揃えで、仲卸として、品揃え面で条例改正というものの影響は出ないか。

西村委員 一部においてメリットはあるが、何でも取り扱っていいからといって、我々青果が包丁を持って魚をさばけるのか。食品衛生法や HACCP の問題もあり実際には難しい。先ほど青果と花きの抱き合わせ出荷の話があったが、せいぜいその辺りが限度で、我々が水産や関連業務に手を出せるかということ、一気にそこまでやれる企業は、ないとは言えないが、少ないだろう。

中川会長 例えば、直荷引きについての規制緩和の項目が改正概要に上がっているが、何か問題と感じられることはないか。

西村委員 卸が第三者販売するのと、我々仲卸が直荷引きをするのでは、意味が全く違うと思っている。仲卸の行う直荷引きは、この市場にモノがないから、他の市場から高い運賃をかけて、この市場に持って来るといったもの。本来卸がやるべき仕事を、顧客の要望により、我々がやらざるを得ないので、弱い立場で集荷しているにすぎない。

中川会長 水産はいかがか。

保坂委員 水産物部の直荷引きも、卸の品揃えが足りないから他市場から引いてくるという部分も確かにあるが、仲卸として、卸が集荷するものよりいいもの、より安価なものを産地等から直荷引きして、北部市場の水産での弱い部分を、自分達の力で強くしようとしている部分もあると思う。荷受けは、仲卸の希望す

る商品を全て揃えるのがベストなのだろうが、やはり、私たち仲卸の得意先のニーズに合ったものが揃え切れない。それならば、よりいいもの、より安いものをどうやって探してくるか、ということ。確かに第三者販売と直荷引きを一緒に考えるのは違うと思う。今後、条例改正によって自由化された場合、各仲卸の仕事の仕方がどのようになっていくのかを、より考えていかなければいけないと理解している。

中川会長 川崎市場は非常にいい立地条件にあって、横浜と東京に挟まれ、しかも比較的、他の中央卸売市場との距離が近いので、直荷引きの条件としては、他市場と比べ優れており、そのため、今回の直荷引きに関する規制緩和が好条件として出てきているのかもしれないが、今後、この点も、戦略的な課題の取組条件の一つとして、検討しなければいけないと思う。

次に、花き卸の委員にお聞きするが、取引ルールの改正について、意見はないか。先ほど、取扱品目の枠組みを超えて、という話も出たがいかがか。

佐藤委員 花に付随した花瓶や資材について、うちが直接取り扱って、販売していくことも可能性としてあるということか。

池田書記 可能性はある。

佐藤委員 市場内には資材を扱う事業者が入っているので、そことの兼ね合いということか。

池田書記 関係者と協議した上で行うことが必要。

佐藤委員 もし、そうなった場合は、うちが直接その市場内の関係者と話し合いをするのか。

池田書記 それは開設者も入って、各事業者と話し合いの場を設けていく予定。枠組みはそのようにして、詳細は今後、調整させていただきたい。

中川会長 今後の取扱品目がどう変わるのか。直荷引きや第三者販売、他市場では卸売業者の場外販売も議論されている。その中での品揃えの問題も、全て絡んでくる。それが市場の個性を決めていくということになりかねないので、後から議題になる、経営プラン改訂との関連の中でも、ビジネスモデルとして詰めていかなければいけないと思う。

5年後の市場法の見直しまでが1つの猶予期間だと思うので、他市場との動向を見ながら検討していかなければならない。また、他市場に先行しなければいけないことも出てくると思う。この改正が一つの転換点になると思うので、今から議論を深めていただき、折を見て、開設者側に提起していただかなければならないと考えている。

他に、重富委員いかがか。

重富委員 各委員の意見を踏まえて思ったことは、自由化の下での公正さというものを、川崎市場としてどのように整理するか、それを深く考えて具体的に決めるべきだと思う。この市場に参加している事業者相互の公正さ、例えばお金の話や取扱品目について、川崎だからこのように決めている、というものを明確に内外に示せるようにし、使い勝手のいい市場になればいいと思う。

中川会長 取引の公正さを担保するルール作りであると思うが、例えば、直荷引き、第三者販売、場外販売等の取引情報を、どれだけ開示するのか、という問題が出てくる。

池田書記 場内事業者とは、どのようなレベルの情報を共有するのか話をしている。

中川会長 公設市場としてのステークホルダーに対して、公正さをどう担保していくかということになる。今後の一つの問題点として整理してほしい。
ほかに、中山委員いかがか。

中山委員 今回の改正の背景には、市場を含めた流通の多様化があると思う。いろいろな組み合わせが可能となって、最終的に消費者としてメリットが享受され、市場を含めた流通業界や産業界で活発な取引がなされ活性化していくことに繋がってほしい。また、川崎の市場の立地は優れており、人口も多い活気ある都市であるので、競争力が高まることに繋がっていくとありがたい。

中川会長 井上委員いかがか。

井上委員 言葉として専門的な部分も多く、これから勉強させていただければと思う。

中川会長 岡部委員はいかがか。

岡部委員 一点私見として、一般の消費者は市場の中には入れないと思うが、これから

どうなっていくのか。

中川会長 中央卸売市場が今後どうなっていくのかはいろいろ議論がある。地方卸売市場は開かれた市場として、市民の活力を導入してイベントを行ったりする市場もある。例えば、千葉のある市場は、空いている遊休スペースを利用して、市民が活動できる場をつくる場所もある。神戸では市場の事業者が、魚の三枚おろし等の料理講習のようなことを行うところもある。

公益的な機能を持った卸売市場が市民とどう繋がって、それが税金の担保となっているということを実感してもらわなければならない。そういった立場から、また次回ご意見をいただければと思う。

西村委員 岡部委員のご意見について、原則、中央卸売市場は一般の方は出入りできないが、過去には宮前区民祭をこの北部市場で行っており、5～6万人もの一般の方に来場いただいていた。スペースの関係で、現在は北部市場でやっていないが、毎週土曜日は関連事業者を主体とした市場開放を行っている。また、年に何回かは食育講座も行っており、市民の皆さん、近隣の小中学校の皆さんが市場に来ているので、機会が合ったら是非お越いただきたい。

池田書記 水産は2か月に1回、市民感謝デーを開催している。

中川会長 卸売市場は、市民との距離を縮めないといけない、これは従来からずっと言われてきたところ。

西村委員 市民の方が市場に集まっていただくことで、我々仲卸が、如何に安心して食べていただけるものを目利きしているか、市民の食の安心・安全を担保していることをわかっていただけたらと思う。市場は決して無駄な税金を使って成り立っているわけではないことを、ご理解いただきたい。

中川会長 渡辺副会長、条例改正についてご意見いかがか。

渡辺副会長 商物分離について、花きでは現在でもかなり進んでいるところもあるかと思うが、今後どのような見通しをお持ちか。

池田書記 産地から市場を通らず直接顧客へ行く商品が、現状より多くなるかと思う。

渡辺副会長 取引だけが市場で行われ、物は直接顧客のところに行くことになる。

西村委員 青果でも商物分離は結構進んでいる。個人的には疑問もあるが、流通が大型化した中で、現状としては花きに限らず、青果も水産もそういう方向性を辿らざるを得ない、ある程度認めざるを得ない部分はある。

中川会長 商物分離は今までもあったと思うが、仕組みとして取引ルールの中に定めるとするのは、十分なイメージができない。商物分離が、どういった形で卸売市場の中に入っていくのか、イメージできない。

池田書記 市に実績報告をいただいて、数量を見ながら、事業者とお話しする場面も出てくると思う。

中川会長 要するに物が卸売市場を通らなければ、このような大きい施設である必要はなくなってくる。

西村委員 市場経由率は近年低くなっているのは確かであるが、青果も下がったとは言いながら、国産の野菜・果物は80%以上確保できている。青果だけを考えると、落ちていることをあまり感じられない。

中川会長 多少、間に入る者が少なくなると思う。ブローカー的な機能を作り上げる必要があるが、卸売市場にとってのブローカーというのはどのような存在になるのか。今後の課題として、各事業者の意見を聞きながら検討を行い、戦略の一つに盛り込めるようであれば、面白くなるかと思う。

他になれば、川崎市中央卸売市場業務条例の改正については、この内容にてご了承いただき、今後パブリックコメントの手続きを進めていくということでしょうか。

→異議なし

中川会長 川崎市中央卸売市場業務条例の改正については、この内容にてご了承いただいたものとして取り扱いたいと思う。

それでは、議事2の報告事項「卸売市場経営プランの改訂について」、事務局から説明を。

齋藤書記 (資料2を説明)

中川会長 渡辺副会長から何か補足等ご意見はあるか。

渡辺委員 1枚目の資料に、議論された内容がしっかりまとめられている。ポイントは、「川崎市卸売市場の将来像」で、3点書かれている。これまでも卸売市場を考える上で、これらをベースに考えてきたわけであるが、それをここで再確認する、またそれが現在も問われているということをここで答えている。

一つめは、最小限の公の経費負担で、安全安心な生鮮食料品を安定的に供給するというのを、一番の市場の進路として確認したところであるが、最小限の公の経費負担と安全安心の維持というのがトレードオフの関係にある。バランスが難しいが、安全安心の確保というのが一番重要なことで、コールドチェーンをどのように確保していくのかに繋がっていくとともに、将来的には付加価値をどう上げていくのか、商物分離の話と繋がってくる。市場に何でも集めればよいということではなく、集めるからには、市場を通すことによって付加価値が付くようにしないといけない。

二つめは、首都圏全体の生活を支えるインフラということ。川崎にある市場であるが、川崎市民だけのものではなく、首都圏全体の生活を支えるインフラとして市場を運営していく。近隣の都市、市場と連携をしながら、北部市場の役割を定めて、価値を高めていくということ。

三つめは、災害対応拠点としての機能であるが、もし、首都直下地震が起きた時に、市場の周辺に多くの市民が住んでいる中で、市場をどう運営していくのか、市場がどのような役割を果たすのか、という考え方が必要であるということ。しっかり考え方を整理して、市場としてのBCP、事業の継続性と近隣住民の安全安心な生活といったものを、どうバランスを取りながら、この市場を維持していくのかというのが大事な点であると考えている。

そのようなことが議論の背景にあり、資料で具体策を提示している。

中川会長 シンクタンクの立場から重富委員いかがか。

重富委員 非常に納得できる形になった、というのが正直な感想。渡辺副会長が言うとおり、公の経費負担と安全安心をどのように両立するか、というバランスの問題があることを感じた。また、今後基本的には自由化されていき、運営も公が何でも背負うのではなく、市場の付加価値でお金が集まり、物が流通して、自立的に運営されていくことを目指していると感じた。さらに、日本は災害が多く、人口も多い中で、如何に食を確保するのかということも非常に丁寧に盛り込まれていると感じた。

中川会長 市場法改正前に作られた経営プランを今回の市場法改正を受けて見直ししたのがこの改訂版であって、これが一つの今後の大きな方向性になっていく。ただ、具体的に何をやっていくかという戦略面ではなく、今後、戦略を実現していくためにどのような戦術を選択していくのかが大きな課題になってくる。先ほどの業務条例の改正の中で挙げられた問題も含めて事務局で整理し、今後議論していただければと思うがいかがか。

齋藤書記 会長が言うとおおり、まだ抽象的な話であり、特に機能更新については、市場の最優先課題になると思うので、開設者として、先生方にもご意見をいただきながら取り組みたい。

中川会長 これはパブリックコメントまで行っており、報告事案となるが、何か質問があれば、事務局から説明をいただきたいと思う。いかがか。

重富委員 北部市場や近隣の市場との差別化というのはいかがか。

中川会長 市場のポジショニングについて、経営プランでは3つの将来像が挙げられているが、これを実現するためにポジショニングをどう決めていくのかということになると思う。本来ポジショニングは戦術的な課題であるので、今後決めていく必要があると思う。逆に言うと差別化する一方で、機能補完ということも考える必要がある。実際、横浜市場と北部市場の水産物部の卸は同一法人であり、先ほどの直荷引きの話にしても、機能補完ということも重要にもなってくる。その辺り戦術的な課題として、今後ポジショニングをどうするか、事務局に詰めていただきたいと思う。

齋藤書記 水産物部に関しては両卸会社とも横浜の卸会社の支社となっている。青果部に関しても、大田の卸会社と系列関係であるので、競合するだけではなく、協同という部分も含めて、この市場の在り方を考えていかなければならないと思う。

中川会長 川崎の市場が首都圏としてのインフラを担うとすると、横の連携が大前提になると思うが、小突きあいに耐えられるような体力もつけておく必要があると思う。差別化のために、例えば商物分離もできるし、ここならではの品揃えができるという考え方も必要になってくるかもしれない。

齋藤書記 その辺りも含めて検討させていただく。

中川会長 今後も議論が続いていくかと思うが、状況も刻々と変わってくるので、あまり時間をかけてもいられない。検討を進めてほしい。

 他になれば、経営プランの改訂については、報告いただいたということで、本日はこれで終了したいと思う。

青井書記 長時間にわたる議論に感謝する。以上をもって「川崎市中央卸売市場開設運営協議会」を閉会する。

以上